精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会

（第７回）

議　事　次　第

１．　日時　平成２１年１１月１７日（火）１５：００～１７：００

２．　場所　三田共用会議所（DE 会議室）
（東京都港区三田２丁目１番８号）

３．　議事

①　精神保健福祉士の新たなカリキュラムについて

②　その他

【配布資料】

○　議事次第

○　座席表

○　構成員名簿

資料１　精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて

資料２　検討会中間報告書とワーキングチームにおける検討を踏まえた教育内容見直し案（教育カリキュラムの枠組みと講義系科目）

資料３　検討会中間報告書とワーキングチームにおける検討を踏まえた教育内容見直し案（演習・実習）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第７回　精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会	
平成２１年１１月１７日	資料１

精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて

－見直しの基本的考え方－

見直しの基本的考え方について

カリキュラム見直しの基本的考え方

今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会の中間報告書（平成20年10月21日）においては、カリキュラムの見直しにあたり、

- ○ 精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割である、社会復帰の促進を図り、地域生活を支援していく上で必要となる知識・技術は重点的に。
- ○ 職域の拡大や求められる支援の拡大に伴い拡がった役割は、基礎的な知識を習得できるように。
- ○ 特に相談援助に係る技術を習得する実習・演習の充実を図る。
  - ・時間数の増や教育内容の充実を図るとともに、保健福祉系大学等も養成施設と同水準を確保すべき。
  - ・精神科病院等の医療機関での現場実習が極めて重要であることから必須とすべき。

以上のような意見が示されており、

これらの意見を踏まえて、実践力の高い精神保健福祉士を養成する教育内容への改正を実現するために、平成21年3月よりワーキングチームを開催し、教育内容の見直しに向けて、新たなカリキュラムに関する検討（9月まで計4回）を行った。

○ ワーキングチームで検討された内容を基にして、さらに事務局において検討会中間報告書で指摘された事項を踏まえ、今後の検討会における議論の叩き台となるように、「教育内容見直し案」として整理した。

参考資料－1

「今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」中間報告書の抜粋

1．精神保健福祉士に求められる役割

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や、障害者自立支援法の施行と3年後の見直しなど、精神保健福祉士を取り巻く環境は大きく変化しており、今後の精神保健福祉士に求められる役割としては、

① 医療機関等におけるチームの一員として、治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割

② 長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割

③ 精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ、必要なサービスの利用を支援するなど、地域生活の維持・継続を支援し、生活の質を高める役割

なお、

④ 関連分野における精神保健福祉の多様化する課題に対し、相談援助を行う役割についても求められつつある。

2. 求められる役割を遂行するために必要となる知識及び技術

今後の精神保健福祉士の養成課程においては、精神障害者の人権を尊重し、利用者の立場に立って、これらの役割を適切に果たすことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、

① 医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術
② 精神障害者の地域移行の重要性、地域移行を促進するための家族調整や住居確保など、地域移行に係わる専門的知識及び技術
③ 精神障害に対する包括的な相談援助を行うための、地域における医療・福祉サービスの利用調整
④ 就職に向けた相談・求職活動等に関する専門的知識及び技術
⑤ ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワーキング等の関連援助技術等を実践的に教育していく必要がある。

また、

⑥ 精神障害者の社会復帰に関する行政、労働、司法、教育分野での相談援助活動
⑦ 各々の疾患及びライフサイクルに伴う生活上の課題

などの基礎的な知識も教育していく必要がある。

（なお、生涯研修の観点から、スーパービジョンの意義及び目的をより重視した教育を行うとともに、養成課程と卒後研修を有機的に結びつけたスーパービジョン体制を構築することも必要である。）

※（ ）内は、ワーキングチームで追加された事項。

参考資料－2

今後の精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキングチーム構成員

氏名	所属	役職
青木　聖久	日本福祉大学福祉経営学部	准教授
岩崎　香	早稲田大学人間科学部	准教授
大塚　淳子	社団法人日本精神保健福祉士協会	常務理事
潮谷　有二	長崎純心大学人文学部	教授
白石　弘巳	東洋大学ライフデザイン学部	教授
住友　雄資	高知女子大学教務部	教授
中村　和彦	北星学園大学社会福祉学部	准教授
林　道彦	日本精神科病院協会	理事
半澤　節子	自治医科大学看護学部	教授
細谷　要一	旭川荘厚生専門学院精神保健福祉科	科長
森田　久美子	立正大学社会福祉学部	准教授

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第７回　精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会	
平成２１年１１月１７日	資料２

検討会中間報告書とワーキングチームにおける検討を踏まえた教育内容見直し案

Ⅰ　教育カリキュラムの枠組みと講義系科目

[議論のたたき台]

1. 新教育カリキュラムの枠組み(案)

1)教育時間数について

● 総時間数を、現行の1,110時間から1,200時間へ拡充する。

○ 精神保健福祉士に求められる役割や必要となる知識及び技術を踏まえて、実践力の高い精神保健福祉士の養成をめざした教育内容の充実を図るためには、一般養成施設の現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数を拡充し教育内容の充実を図る。

現行総時間数 1,110時間 →「90時間増」→ 新総時間数(案) 1,200時間

2) 社会福祉士との共通科目の拡大

● 障害者福祉の基礎知識として欠かせない1科目を拡大する。

○ 専門とする障害の種別に関わらず、障害者福祉に関する法制度の基礎的な理解として欠かせない「障害者に対する支援と障害者自立支援制度[注]」(30時間)を、新たに共通科目として盛り込むこととする。

注)科目名については、平成21年4月時点のものである。

○ 「相談援助の基盤と専門職」、「就労支援サービス」及び「更生保護制度」については、精神障害者の具体的な支援手法と不可分との観点から、教育内容の一部を専門科目の教育内容に組み入れるものとする。

3）専門科目の体系について

● 現行の学問体系から、知識・技術を柱とした科目体系に見直す。

○ これまでの学問体系による教育から、精神保健福祉士として必要とされる知識及び技術を柱とした科目体系による教育に見直し、共通科目の教育内容との整合性を図りながら、教育すべき内容の明確化と充実を行うこととする。

○ その際、共通科目となる社会福祉士の科目群も参考として、精神保健福祉士の専門となる科目の柱を組み立て、共通科目と専門科目の全体で教育内容を網羅することとする。

○ 精神保健福祉士の専門科目の構成については、精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割に関する知識・技術の教育が充実できるように、他の専門科目や演習・実習科目との関連についても考慮しながら教育内容の組み立てを行うものとする。

○ これまで、専門科目で教育が行われていた内容が、一部共通科目に移行するが（障害者に対する支援と障害者自立支援制度）、専門科目の時間数を現行と同様に維持することにより、教育内容の充実を図る。

4）専門教育カリキュラムの構成について

● 専門科目に、精神保健福祉士教育の中核的な科目を創設し教育効果を高める。

〈専門科目の見直し〉

○ 精神障害者に対する、相談援助の基礎的な知識と技術の理解に関する教育については、ソーシャルワークとして共通する教育内容と、精神保健福祉士に特有な教育内容とに分けて科目を創設して、各々の教育内容を充実させることとする。

○ 精神保健福祉士教育の中核的となる、精神障害者を対象とする相談援助については、精神科病院等から地域までの相談援助の展開を、一環として教育ができるようにするとともに、さらに、それらの援助活動を支える精神科リハビリテーションの理論と一体的に教育する科目を創設して、知識・技術と理論との相互の教育効果を高めることとする。

○ 近年、拡がりをみせる、精神的健康課題の理解や支援に関する教育については、現行の「精神医学」や「精神保健学」に相当する科目の中で、教育内容を充実することとする。

○ 精神障害者の相談援助に係わる、各種制度や具体的なサービスについては、他の専門科目や共通科目の教育内容との整理を行いつつ、効果的な教育ができるように科目を創設することとする。

〈科目群の検討〉

○ 専門教育カリキュラムの構成については、科目群を参考にしつつ基本的枠組みを検討する。

（1）社会福祉士（一部の内容を共通科目としている）の科目群について ※H21.4～

「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
「サービスに関する知識」
「実習・演習」

（2）精神保健福祉士独自の科目群の設定について（案）

○ 社会福祉士（一部の内容を共通科目としている）の科目群に、精神保健福祉士に特有とされる、精神科の医療機関における相談援助や、医療チームの一員としての役割を遂行するために必要となる知識と技術の科目群（以下の③）を加える。

【専門教育カリキュラムを検討する際の科目群(案)】

①「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」

②「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」

③「医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術」

④「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」

⑤「サービスに関する知識」

⑥「実習・演習」

5) 教育内容(シラバス)の示し方について

○ 教育内容(シラバス)については、出題基準の中で網羅することとし、指導要領(通知)では詳細な内容までは示さないこととする。

6) 大学等における指定科目・基礎科目について

○ 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するものとする。

○ また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、一定の読替の範囲を設定することとする。

2. 専門科目の構成見直し（案）

現行科目

- 精神医学(60) — 教育内容の充実
- 精神保健学(60) — 教育内容の充実
- 精神保健福祉援助技術総論(60) — 教育内容の再編
- 精神保健福祉援助技術各論(60) — 教育内容の統合・充実
- （知識・技術と理論）
- 精神科リハビリテーション学(60) — 教育内容の統合・充実
- 精神保健福祉論(90) — 教育内容の再編／精神障害者福祉に関する教育内容を3科目に分けて内容を充実

専門科目合計 390時間

新科目（案）

①対象者の精神的健康課題と支援方法の理解に関する科目
- 1. 精神疾患とその治療(60)
- 2. 精神保健の諸課題と支援方法(60)

②精神保健福祉士の相談援助の基盤となる知識・技術に関する科目
- 3. 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ(30)※
- 4. 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ(30)

③精神障害者に対する相談援助の知識・技術として精神保健福祉士教育の中核となる科目
- 5. 精神障害者福祉の理論と相談援助の展開(135)

④精神障害者の施策と各種サービスに関する科目
- 6. 精神障害者の施策と福祉サービス(45)
- 7. 精神障害者の生活支援システム(30)

新たに共通科目として拡大する科目（案）
- 障害者に対する支援と障害者自立支援制度(30) — 障害者福祉制度と障害者自立支援法の基本的理解に関する教育

専門科目合計 390時間（420時間）　※・・・読み替え可能科目（案）

「精神保健福祉士教育カリキュラムの基本的枠組みのイメージ図（案）」

－ 社会福祉士教育カリキュラムの基本的枠組み及び科目群に照らし合わせて －

「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」

（共）人体の構造と機能及び疾病
（共）心理学理論と心理的支援
（共）社会理論と社会システム
（共）社会保障

－ 対象者の精神的健康課題に関する基礎知識 －

（専）精神疾患とその治療
（専）精神保健の諸課題と支援方法

「サービスに関する知識」

（共）現代社会と福祉
（共）保健医療サービス
（共）権利擁護と成年後見制度
（共）低所得者に対する支援と生活保護制度
（共）障害者に対する支援と障害者自立支援制度※
※新たに共通科目に拡大する科目（案）

（専）精神障害者の施策と福祉サービス
（専）精神障害者の生活支援システム

（共）･･･共通科目　（専）･･･専門科目

「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」

－ 精神保健福祉の相談援助に関する基礎知識 －

（専）精神保健福祉相談援助の基礎Ⅰ※
（専）精神保健福祉相談援助の基礎Ⅱ

※ 読み替え可能科目（案）

医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術

（専）精神障害者福祉の理論と相談援助の展開

「地域福祉の基礎整備と開発に関する知識と技術」

（共）地域福祉の理論と方法
（共）福祉行財政と福祉計画

演習
（専）精神保健福祉援助演習

実習
（専）精神保健福祉援助実習

3. 新教育カリキュラムの全体像(案)

共通科目(420h)	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30
心理学理論と心理的支援	30
社会理論と社会システム	30
現代社会と福祉	60
地域福祉の理論と方法	60
社会保障	60
低所得者に対する支援と生活保護制度	30
福祉行財政と福祉計画	30
保健医療サービス	30
権利擁護と成年後見制度	30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度※1	30
専門科目(390h)	**時間数**
精神疾患とその治療	60
精神保健の諸課題と支援方法	60
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ※2	30
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30
精神障害者福祉の理論と相談援助の展開	135
精神障害者の施策と福祉サービス	45
精神障害者の生活支援システム	30
演習・実習(390h)	**時間数**
精神保健福祉援助演習	90
精神保健福祉援助実習指導	90
精神保健福祉援助実習	210
合計	1,200

※1:新たに共通科目に拡大する科目　※2:読み替え可能科目

「現行カリキュラム等と新カリキュラム（案）との比較」

…共通科目
…専門科目（演習・実習を除く）

精神保健福祉士現行カリキュラム（H21.4～）

科目名	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30
心理学理論と心理的支援	30
社会理論と社会システム	30
現代社会と福祉	60
地域福祉の理論と方法	60
福祉行財政と福祉計画	30
社会保障	60
低所得者に対する支援と生活保護制度	30
保健医療サービス	30
権利擁護と成年後見制度	30
精神医学	60
精神保健学	60
精神科リハビリテーション学	60
精神保健福祉論	90
精神保健福祉援助技術総論	60
精神保健福祉援助技術各論	60
精神保健福祉援助演習	60
精神保健福祉援助実習	270

合計時間数　1110

共通科目	390
専門科目	390
演習・実習	330

精神保健福祉士新カリキュラム（案）

科目名	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30
心理学理論と心理的支援	30
社会理論と社会システム	30
現代社会と福祉	60
地域福祉の理論と方法	60
福祉行財政と福祉計画	30
社会保障	60
低所得者に対する支援と生活保護制度	30
保健医療サービス	30
権利擁護と成年後見制度	30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
精神疾患とその治療	60
精神保健の諸課題と支援方法	60
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ※	30
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30
精神障害者福祉の理論と相談援助の展開	135
精神障害者の施策と福祉サービス	45
精神障害者の生活支援システム	30
精神保健福祉援助演習	90
精神保健福祉援助実習指導	90
精神保健福祉援助実習	210

合計時間数　1200

共通科目	420
専門科目	390
演習・実習	390

※読み替え可能科目（案）

（参考）

社会福祉士現行カリキュラム（H21.4～）

科目名	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30
心理学理論と心理的支援	30
社会理論と社会システム	30
現代社会と福祉	60
地域福祉の理論と方法	60
福祉行財政と福祉計画	30
社会保障	60
低所得者に対する支援と生活保護制度	30
保健医療サービス	30
権利擁護と成年後見制度	30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
就労支援サービス	15
更生保護制度	15
社会調査の基礎	30
相談援助の基盤と専門職	60
相談援助の理論と方法	120
福祉サービスの組織と経営	30
高齢者に対する支援と介護保険制度	60
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30
相談援助演習	150
相談援助実習指導	90
相談援助実習	180

合計時間数　1200

共通科目	390（※）
専門科目	390
演習・実習	420

※共通科目の拡大に伴い、社会福祉士カリキュラムについても【共通科目420時間】【専門科目360時間】に変更。

4．シラバスの内容と想定される教育内容の例（案）

※　時間数については、一般養成施設の場合
※　共通科目については、平成21年4月より改正された社会福祉士のシラバス内容を掲載

専門科目　1．精神疾患とその治療（60時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解する。 ・ 精神科病院等における専門治療の内容及び特性について理解する。 ・ 精神保健福祉士が、精神科チーム医療の一員として関わる際に担うべき役割について理解する。 ・ 精神医療・福祉との連携の重要性と精神保健福祉士がその際に担うべき役割について理解する。	① 精神疾患総論（代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む）	○ 精神医学、医療の歴史と現状	
		○ 精神現象の生物学的基礎	・ 脳の構造
		○ こころのモデル	・ 心の生物学的理解、精神分析から見た心
		○ 精神障害の概念	・ 健康、精神症状、精神疾患、精神疾患に由来する障害
		○ 精神疾患の成因と分類	・ 三大分類、国際分類法
		○ 代表的な疾患	・ 統合失調症、気分障害、ストレス関連障害、認知症、発達障害等
		○ 精神症状と状態像	
		○ 診断の手順と方法	
		○ 身体的検査と心理的検査	
	② 精神疾患の治療	○ 精神科薬物療法	
		○ 電気けいれん療法などの身体療法	
		○ 精神療法	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 精神科リハビリテーション	
		○ 環境・社会療法	
	③ 精神科医療機関の治療構造及び専門病棟	○ さまざまな専門病棟	
	④ 精神科治療における人権擁護	○ 精神科治療と入院形態	・ 指定医、病棟特性、処遇
		○ インフォームド・コンセント	
		○ 隔離、拘束のあり方	
		○ 精神科救急医療システムとその対象	
		○ 移送制度による入院	
	⑤ 精神科病院におけるチーム医療と精神保健福祉士の役割	○ 報告、連絡、相談、カンファレンス等	
	⑥ 精神医療と福祉及び関連機関との間における連携の重要性	○ 治療への導入に向けた支援	
		○ 再発予防のための支援	
		○ 退院促進の支援	・ 集中的包括的ケアマネジメント(ACT)
		○ 医療観察法対象患者の支援	

専門
科目

2．精神保健の課題と支援方法（60時間）

シラバスの内容 ねらい	シラバスの内容 含まれるべき事項	想定される教育内容の例	想定される教育内容の例
・ 精神の健康についての基本的考え方と精神保健学の役割について理解する。 ・ 現代社会における精神保健の諸課題と、精神保健の実際及び精神保健福祉士の役割について理解する。 ・ 精神保健を維持、増進するために機能している、専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。 ・ 国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。	① 精神の健康と、精神の健康に関連する要因及び精神保健の概要	○ 社会構造の変化と新しい健康観	
		○ 精神の健康、精神疾患、身体・精神疾患に由来する障害	・ 高次脳機能障害
		○ ライフサイクルと精神の健康	
		○ 生活習慣と精神の健康	
		○ ストレスと精神の健康	・ 破綻の現れ方、燃え尽き、心の傷
		○ 精神の健康に関する心的態度	・ 否認、受容、回復
		○ 予防の考え方	・ カプランの考え方
		○ さまざまな活動	・ 老人保健
		○ 精神保健活動の三つの対象	・ 支持的精神保健
	② 精神保健の視点から見た家族の課題とアプローチ	○ 現代日本の家族の形態と機能	
		○ 結婚生活と精神保健	・ 非婚、DV
		○ 育児や教育をめぐる精神保健	・ 子育て不安、児童虐待 ・ 発達障害
		○ 病気療養や介護をめぐる精神保健	・ 家族の燃え尽き、高齢者虐待
		○ 社会的ひきこもりをめぐる精神保健	
		○ 家庭内の問題を相談する機関	
		○ 保健所等の精神保健福祉士の役割	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ	○ 現代日本の学校教育と生徒児童の特徴	・ いじめ、学校における暴力、自殺 ・ 不登校、学級崩壊 ・ 非行問題(少年犯罪、薬物依存、10代の妊娠)等
		○ 教員の精神保健	
		○ 関与する専門職と関係法規	・ 学校保健法など
		○ 保健所等の精神保健福祉士の役割	
	④ 精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ	○ 現代日本の労働環境	
		○ うつ病と過労自殺	
		○ 飲酒やギャンブルに関する問題	
		○ 心身症と生活習慣病	
		○ 職場内の問題を解決するための機関及び関係法規	・ 労働基準法、労働安全衛生法など
		○ 保健所等の精神保健福祉士の役割	
	⑤ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ	○ 災害被災者、犯罪被害者の精神保健	
		○ ニートや貧困問題と精神保健	
		○ ホームレスと精神保健	
		○ 性同一性障害と精神保健	
		○ 他文化に接することで生じる精神保健上の問題	
	⑥ 精神保健に関する対策と精神保健福祉士の役割	○ アルコール問題に対する対策	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 薬物依存対策	
		○ うつ病と自殺防止対策	
		○ 認知症高齢者に対する対策	
		○ 社会的ひきこもりに対する対策	
		○ 災害時の精神保健に対する対策	
	⑦ 地域精神保健に関する諸活動と精神保健に関する偏見・差別等の課題	○ 関係法規	・ 地域保健法、母子保健法など
		○ ネットワークづくり	
		○ 資源開発	
		○ 精神保健に関する調査	
		○ 精神保健に関わる人材育成	
		○ 国民の精神障害観	
		○ 施設コンフリクト	
	⑧ 精神保健に関する国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携	○ 国の機関とその役割	
		○ 精神保健に関係する法規	
		○ 保健所の配置と精神保健に関する役割	
		○ 保健センターや保健福祉センターの役割	
		○ 学会や啓発団体	・ いのちの電話、アルコール問題、精神衛生会
		○ 主なセルフヘルプグループ	・ 家族会、当事者の会
	⑨ 諸外国の精神保健活動の現状及び対策	○ 世界の精神保健の実情	
		○ WHOなどの国際機関の活動	
		○ 諸外国の精神保健医療の実情	

専門科目

3. 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ（30時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・精神保健福祉士の役割（総合的包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発を含む）と意義について理解する。 ・社会福祉士の役割と意義について理解する。 ・相談援助の概念と範囲について理解する。 ・相談援助の理念について理解する。	① 精神保健福祉士の役割と意義	○ 精神保健福祉士法	・法制度見直しの背景 ・定義、義務 ・その他
		○ 精神保健福祉士の専門性	
		○ 精神保健福祉士の専門職倫理と倫理的ジレンマ	・日本精神保健福祉士協会倫理綱領 ・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）倫理綱領 ・倫理的ジレンマ ・その他
	② 社会福祉士の役割と意義	○ 社会福祉士及び介護福祉士法	・定義、義務 ・法制度見直しの背景 ・その他
		○ 社会福祉士の専門性	
	③ 相談援助の概念と範囲	○ ソーシャルワークに係る各種の国際定義	・国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の定義 ・その他
		○ 社会福祉士・精神保健福祉士が行うソーシャルワークの形成過程	・慈善組織活動 ・セツルメント運動 ・その他
	④ 相談援助の理念	○ 人権尊重 ○ 社会正義 ○ 利用者本位 ○ 尊厳の保持 ○ 権利擁護 ○ 自立支援 ○ 社会的包摂 ○ ノーマライゼーション	

専門科目 4．精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ（30時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・精神障害者を対象とした相談援助活動の基本的考え方と相談援助技術の概要について理解する ・精神障害者の相談援助に係る専門職の概念と範囲について理解する ・精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する ・総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する	① 精神障害者を対象とした相談援助活動の基本的考え方と相談援助技術の概要	○ 精神障害者を対象とした相談援助活動の目的・価値・意義・内容・原則	・目的, 価値, 意義, 内容, 原則 ・その他
		○ 相談援助技術の概要	・相談援助に関する概念の整理 ・個別に相談援助する技術 ・集団を活用した相談援助技術 ・地域を基盤に置いた相談援助技術 ・その他
	② 相談援助に係わる専門職（精神科病院、精神科診療所を含む）の概念と範囲	○ 医療機関（精神科病院、精神科診療所を含める）における専門職	・医師、薬剤師、看護師、作業療法士、理学療法士、臨床心理技術者、管理栄養士 ・その他
		○ 福祉行政・関連行政機関等における専門職	・福祉事務所の現業員、査察指導員、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 ・保健所の医師, 保健師, 作業療法士 ・保護観察所の社会復帰調整官 ・労働行政機関等の障害者職業カウンセラー, 職場適応援助者（ジョブコーチ）等 ・その他
		○ 民間の施設・組織における専門職	・施設長、生活指導員、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員 ・相談支援専門員, サービス管理責任者, 居宅介護従事者 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲	○ 相談援助における権利擁護の概念と範囲	・ 自己決定、意思決定能力 ・ 権利擁護システム
		○ 精神障害者の人権擁護と精神保健福祉士の役割	
	④ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチ含む）の意義と内容	○ ジェネラリストの視点に基く総合的かつ包括的な援助の意義と内容	
		○ ジェネラリストの視点に基く多職種連携（チームアプローチ）の意義と内容	

専門科目 5. 精神障害者福祉の理論と相談援助の展開(135時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 精神医療の特性(精神医療の歴史・動向や精神科病院の特性の理解を含む)と、精神障害者に対する支援の基本的考え方について理解する。	① 精神保健医療福祉の歴史と動向	○ わが国の精神保健医療福祉の歴史と動向	
		○ 諸外国の精神保健医療福祉制度の変遷	
・ 精神科リハビリテーションの概念と構成及びチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割について理解する。 ・ 精神科リハビリテーションのプロセスと精神保健福祉士が行うリハビリテーション(精神科専門療法を含む)の知識と技術及び活用の方法について理解する。 ・ 精神障害者を対象とした相談援助技術(個別援助、集団援助の過程と、相談援助に係る関連援助や精神障害者と家族の調整及び家族支援を含む)の実際について理解する。 ・ 精神障害者の地域移行支援及び医療機関と地域の連携に関する基本的な考え方と支援体制の実際について理解する。	② 精神障害者に対する支援の基本的な考え方と必要な知識	○ 精神保健福祉士における活動の歴史	・ 社会防衛 ・ Y問題 ・ 権利利擁 ・ 自立生活支援
		○ 精神障害者支援の理念	・ ノーマライゼーション ・ ストレングス ・ リカバリー ・ リジリエンス
		○ 精神保健医療福祉領域における支援対象者	・ 精神障害の概念 ・ 精神障害者の定義 ・ 精神障害者の特性 ・ その他(労働、司法、教育領域における対象者) ・ その他(自殺対策基本法、発達障害者支援法等の対象者)
		○ 精神障害者の人権	・ 国連原則 ・ 欠格条項 ・ インフォームドチョイス ・ 権利擁護システム
・ 精神障害者の地域生活の実態とこれらを取り巻く社会情勢及び地域相談援助における基本的な考え方について理解する。	③ 精神科リハビリテーションの概念と構成	○ 精神科リハビリテーションの概念	・ リハビリテーションの歴史と概念
		○ 精神科リハビリテーションの理念、意義と基本原則	・ リハビリテーションの理念、意義と基本原則
		○ 精神科リハビリテーションの構成と展開	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 地域リハビリテーションの構成と社会資源の活用及びケアマネジメント、コミュニティワーク(地域相談援助に係る組織、団体、関係機関及び専門職との連携についての理解を含む)の実際について理解する。 ・ 地域相談支援における医療機関、在宅医療サービスとの連携の意義と実際について理解する。 ・ 精神障害者の相談援助に係わる社会調査の意義、目的、概要及び活用について理解する。	④ 精神科リハビリテーションのプロセス	○ リハビリテーション計画	
		○ アプローチの方法	
	⑤ 医療機関における精神専門療法とチーム医療における精神保健福祉士の役割	○ 精神専門療法	・作業療法及びレクリエーション療法、集団精神療法、行動療法、認知行動療法、SST(生活技能訓練)
		○ 家族教育プログラム	・ 心理教育
		○ 精神科デイ・ケア等	
		○ アウトリーチ	・ 精神科退院前訪問指導、精神科訪問看護・指導
		○ チーム医療の概要	
		○ 多職種との協働・連携	
	⑥ 精神障害者の支援モデル	○ 代表的な実践モデル	・ 治療モデル(医学モデル、欠陥モデル) ・ 生活モデル(環境モデル、エコシステムモデル、社会モデル) ・ ストレングスモデル
	⑦ 相談援助の過程及び対象者との援助関係	○ 受理面接(インテーク)	
		○ 契約	
		○ 課題分析(アセスメント)	
		○ 支援の計画(プランニング)	
		○ 支援の実施(インターベンション)	
		○ 経過観察(モニタリング)	
		○ 効果測定と支援の評価	
		○ 終結とアフターケア	
	⑧ 相談援助活動のための面接技術	○ 面接を効果的に行う方法	・ カウンセリング技法

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑨ 相談援助活動の方法(医療施設、社会復帰施設、地域社会を含む)	○ 個別支援の実際と事例分析	・ 疾病及び障害に配慮した個別支援展開(危機介入アプローチ、生活支援の援助技術) ・ 精神障害者の主体性の尊重 ・ 個別支援の実際と適用分野
		○ 集団を活用した支援の実際と事例分析	・ 疾病及び障害に配慮した集団支援の展開 ・ 集団を活用した支援の実際と適用分野[デイケアとグループワーク、 SST(生活技能訓練)、 セルフヘルプグループ(自助グループ)]
		○ 具体的事例検討	
	⑩ 家族調整・支援の実際と事例分析	○ 精神障害者と家族との関係	
		○ 家族支援の方法	・ 家族療法的アプローチ
		○ 具体的事例検討	
	⑪ スーパービジョンとコンサルテーション	○ スーパービジョンの方法と展開	
		○ コンサルテーションの方法と展開	
	⑫ 地域移行の対象及び支援体制	○ 地域移行支援の対象	
		○ 地域移行の体制	・ 精神科病院の体制 ・ 地域移行支援の体制
		○ 精神保健福祉士の役割と多職種との連携	・ 精神保健福祉士の業務内容 ・ 精神保健福祉士の専門性と役割 ・ 多職種との連携(チームアプローチ) ・ ACT、PACT
		○ 地域移行に係る組織や機関	・ 自立支援協議会
		○ 地域移行を推進する制度、施策	
		○ 具体的事例検討	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑬ 地域を基盤にした相談支援の主体と対象（精神障害者の生活実態とこれらを取り巻く社会情勢、医療、福祉の状況を含む）	○ 地域相談支援の主体	
		○ 地域相談支援の対象	
		○ 地域相談支援の体制	
		○ 具体的事例検討	
	⑭ 地域を基盤にしたリハビリテーションの基本的考え方		・ 地域ネットワーク ・ 地域生活支援事業と訪問援助 ・ 家族会および自助グループ ・ 精神保健ボランティアの育成と活用
	⑮ 精神障害者のケアマネジメント	○ ケアマネジメントの原則	・ 適用と対象 ・ 人権への配慮
		○ ケアマネジメントの意義と方法	・ ケアマネジメントの意義と方法 ・ 関係機関との連携
		○ ケアマネジメントのプロセス	・ インテーク ・ ニーズの把握とその評価 ・ 目標設定と計画的実施 ・ 包括的サービスの実現 ・ 評価
		○ チームケアとチームワーク	
		○ 具体的事例検討	
	⑯ 地域を基盤にした支援とネットワーキング	○ 地域を基盤にした支援の概念と基本的性格	
		○ 地域を基盤にした支援の具体的展開	・ ノーマライゼーションの推進と住民参加 ・ 社会資源の活用と開発 ・ 地域社会における連携と調整機能 ・ 家族会、自助グループの支援 ・ ボランティア等地域マンパワーーの育成と活用 ・ 地域生活支援活動
		○ 具体的事例検討	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑰ 関連組織・機関等の概要と専門職との連携	○ 福祉サービス提供施設・機関	・ 社会復帰施設 ・ グループホーム ・ 小規模作業所 ・ 相談支援事業所 ・ 地域活動支援センター ・ 就労・生活支援センター ・ その他
		○ 行政機関等	・ 精神保健福祉センター ・ 保健所 ・ 市町村 ・ ハローワーク ・ その他
	⑱ 医療機関、通院・在宅医療サービスとの連携の意義と実際	○ 精神科病院、精神科診療所等との連携	・ 主治医、精神保健福祉士、外来看護師 ・ 地域連携部門、デイケア部門、訪問看護部門(ステーション含む)
	⑲ 社会調査の概要(意義、目的、倫理、方法)と活用	○ 社会調査の意義と目的	・ 根拠にもとづいた実践
		○ 社会調査の対象	
		○ 社会調査における倫理	・ 社会調査における個人情報保護
		○ 量的調査の方法と活用	・ 全数調査と標本調査 ・ 横断調査と縦断調査 ・ 自形式調査と他形式調査 ・ 測定の水準、信頼性と妥当性 ・ 質問紙の作成方法と留意点 ・ 調査票の配布と回収 ・ 集計と分析
		○ 質的調査の方法と活用	・ 観察法 ・ 面接法 ・ 記録の方法と留意点 ・ データの整理と分析
		○ ICTの活用方法	

専門
科目

6．精神障害者の制度と福祉サービス（45時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・精神障害者の相談援助活動と法（精神保健福祉法）との関わりについて理解する。 ・精神障害者の支援に関連する制度及び福祉サービスの知識と支援内容について理解する。 ・精神障害者の支援において係わる施設、団体、関連機関等について理解する。 ・更生保護制度と医療観察法について理解する。	① 精神保健福祉法の意義と内容	○ 精神保健福祉法の意義と内容	・法律の目的、地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会、精神保健指定医、入院形態、精神障害者保健福祉手帳 ・その他
		○ 精神保健福祉法における精神保健福祉士の役割	
	② 精神障害者の福祉制度の概要と福祉サービス	○ 障害者基本法と精神障害者施策との関わり	
		○ 障害者自立支援法における精神障害者の福祉サービスの実際	
		○ 精神障害者を対象とした福祉施策・事業の実際	・精神障害者が利用する福祉サービスに特化した国・都道府県・市町村の制度や事業
	③ 精神障害者に関連する社会保障制度の概要	○ 医療保険制度の意義と内容	
		○ 介護保険制度、の意義と内容	
		○ 経済的支援に関する制度の意義と内容	・所得保障（障害年金・手当・生活保護・労災・その他の災害補償）、・税金控除
	④ 相談援助に係わる組織、団体、関係機関及び専門職や地域住民との協働	○ 行政組織と民間組織の役割と実際	・地方自治体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自治会、ボランティア組織、企業 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ インフォーマルな社会資源の役割と実際	・ 家族、セルフヘルプグループ、ピアヘルパー ・ その他
		○ 専門職や地域住民の役割と実際	・ 精神保健福祉士、社会福祉協議会の地域福祉専門活動委員、介護相談員、認知症サポーター ・ その他
	⑤ 更生保護制度の概要と精神障害者福祉との関係	○ 更生保護制度とその担い手	
	⑥ 更生保護制度における関係機関や団体との連携	○ 司法・医療・福祉の連携	
		○ 保護観察所の役割と実際	
	⑦ 医療観察法の概要	○ 医療観察法の意義と内容	・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
		○ 社会復帰調整官の役割と実際	
	⑧ 医療観察法における精神保健福祉士の専門性と役割	○ 精神保健参与員の役割と実際	
		○ 入院者・通院者に関する処遇	・ 指定入院医療機関、・指定通院医療機関

専門科目

7. 精神障害者の生活支援システム(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 精神障害者の生活支援の意義と特徴について理解する。 ・ 精神障害者の居住支援に関する制度・施策と相談援助活動について理解する。 ・ 職業リハビリテーションの概念及び精神障害者の就労支援に関する制度・施策と相談援助活動(その他の日中活動支援を含む)について理解する。 ・ 行政機関における精神保健福祉士の相談援助活動について理解する。	① 精神障害者の概念	○ 精神障害の特性と人としての一般性	
	② 精神障害者の生活の実際	○ 精神障害者の生活実態	
	③ 精神障害者の生活と人権	○ 精神障害者の生活支援の理念と概要	
		○ 地域生活における精神障害者の人権	
	④ 精神障害者の居住支援	○ 住居支援制度の概要	
		○ 住居支援に係わる専門職の役割と連携	
		○ 住居支援の実際	
		○ 住居支援における近年の動向と課題	
		○ 関係する組織、団体、専門職、自助組織等との連携	・ 国・都道府県・市町村の役割と連携
	⑤ 精神障害者の就労支援	○ 就労支援制度の概要	・ 障害者雇用促進法、ジョブガイダンス
		○ 就労支援に係わる専門職の役割と連携	
		○ 就労支援の実際	
		○ 就労支援における近年の動向と課題	
		○ 関係する組織、団体、専門職、自助組織等との連携	・ 国・都道府県・市町村の役割と連携、ハローワークとの連携
	⑥ 精神障害者の生活支援システム	○ 精神障害者の自立と社会参加	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉的就労をはじめとする一般就労以外の生活支援の実際	
		○ ソーシャル・サポートネットワーク	
	⑦ 市町村における相談援助	○ 精神保健福祉相談員	
	⑧ その他の行政機関における相談援助	○ 都道府県、保健所、精神保健福祉センター等における精神保健福祉士の機能と役割	

共通科目　人体の構造と機能及び疾病（30時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 ・国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要について理解する。 ・リハビリテーションの概要について理解する。 ※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の成長・発達	○ 身体の成長・発達	
		○ 精神の成長・発達	
		○ 老化	
	② 心身機能と身体構造の概要	○ 人体部位の名称	・頭部、頸部、胸部、背部、腹部、四肢、体幹、脊柱、血管 ・その他
		○ 各器官等の構造と機能	・血液、呼吸器、消化器、泌尿器、循環器、支持運動器官、内分泌器官、神経系、感覚器、皮膚、生殖器 ・その他
	③ 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要	○ 国際障害分類（ICIDH）から国際生活機能分類（ICF）への変遷	
		○ 心身機能と身体構造、活動、参加の概念	
		○ 環境因子と個人因子の概念	
		○ 健康状態と生活機能低下の概念	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 健康の捉え方	○ 健康の概念	・ WHO憲章による健康の定義 ・ その他の定義
	⑤ 疾病と障害の概要	○ 疾病の概要	・ 悪性腫瘍、生活習慣病、感染症、神経・精神疾患、先天性・精神疾患、難病 ・ その他
		○ 障害の概要	・ 視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害、精神障害 ・ その他
		○ 精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM-Ⅳ）の概要	・ 精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM-Ⅳ） ・ その他
	⑥ リハビリテーションの概要	○ リハビリテーションの概念と範囲	・ リハビリテーションの定義、目的、対象、方法 ・ その他

共通科目　心理学理論と心理的支援(30時間)

<table>
<tr><th colspan="2">シラバスの内容</th><th colspan="2" rowspan="2">想定される教育内容の例</th></tr>
<tr><th>ねらい</th><th>含まれるべき事項</th></tr>
<tr><td rowspan="12">・ 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。

・ 人の成長・発達と心理との関係について理解する。

・ 日常生活と心の健康との関係について理解する。

・ 心理的支援の方法と実際について理解する。

※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。</td><td rowspan="10">① 人の心理学的理解</td><td>○ 心と脳</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 情動・情緒</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 欲求・動機づけと行動</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 感覚・知覚・認知</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 学習・記憶・思考</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 知能・創造性</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 人格・性格</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 集団</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 適応</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 人と環境</td><td></td></tr>
<tr><td>② 人の成長・発達と心理</td><td>○ 発達の概念</td><td>・ 発達の定義、発達段階、発達課題、生涯発達心理、アタッチメント、アイデンティティ
・ 喪失体験
・ その他</td></tr>
<tr><td>③ 日常生活と心の健康</td><td>○ ストレスとストレッサー</td><td>・ ストレッサー
・ コーピング
・ ストレス症状(うつ症状、アルコール依存、燃え尽き症候群(バーンアウト)を含む。)
・ ストレスマネジメント
・ その他</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">シラバスの内容</th><th colspan="2" rowspan="2">想定される教育内容の例</th></tr>
<tr><th>ねらい</th><th>含まれるべき事項</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">④ 心理的支援の方法と実際</td><td>○ 心理検査の概要</td><td>・ 人格検査、発達検査、知能検査、適性検査
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ カウンセリングの概念と範囲</td><td>・ カウンセリングの目的、対象、方法
・ ピアカウンセリングの目的、方法
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ カウンセリングとソーシャルワークとの関係</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 心理療法の概要と実際(心理専門職を含む)</td><td>・ 精神分析、遊戯療法、行動療法、家族療法、ブリーフ・サイコセラピー、心理劇、動作療法、SST(生活技能訓練)
・ 臨床心理士
・ その他</td></tr>
</table>

共通
科目

社会理論と社会システム（30時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ・ 生活について理解する。 ・ 人と社会の関係について理解する。 ・ 社会問題について理解する。 ※ 社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 現代社会の理解	○ 社会システム	・ 社会システムの概念、文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標 ・ その他
		○ 法と社会システム	・ 法と社会規範 ・ 法と社会秩序 ・ その他
		○ 経済と社会システム	・ 市場の概念 ・ 交換の概念 ・ 労働の概念 ・ 就業形態 ・ その他
		○ 社会変動	・ 社会変動の概念、近代化、産業化、情報化 ・ その他
		○ 人口	・ 人口の概念、人口構造、人口問題、少子高齢化 ・ その他
		○ 地域	・ 地域の概念、コミュニティの概念、都市化と地域社会、過疎化と地域社会、地域社会の集団・組織 ・ その他

<table>
<tr><th colspan="2">シラバスの内容</th><th colspan="2" rowspan="2">想定される教育内容の例</th></tr>
<tr><th>ねらい</th><th>含まれるべき事項</th></tr>
<tr><td rowspan="11"></td><td></td><td>○ 社会集団及び組織</td><td>・ 社会集団の概念、第一次集団、第二次集団、ゲゼルシャフト、ゲマインシャフト、アソシエーション、組織の概念、官僚制
・ その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">② 生活の理解</td><td>○ 家族</td><td>・ 家族の概念、家族の変容、家族の構造や形態、家族の機能
・ 世帯の概念
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ 生活の捉え方</td><td>・ ライフステージ
・ 生活時間
・ 消費
・ 生活様式、ライフスタイル
・ 生活の質
・ その他</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③ 人と社会の関係</td><td>○ 社会関係と社会的孤立</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 社会的行為</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 社会的役割</td><td></td></tr>
<tr><td>○ 社会的ジレンマ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">④ 社会問題の理解</td><td>○ 社会問題の捉え方</td><td>・ 社会病理、逸脱
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ 具体的な社会問題</td><td>・ 差別、貧困、失業、自殺、犯罪、非行、公害、社会的排除、ハラスメント、DV、児童虐待、いじめ、環境破壊
・ その他</td></tr>
</table>

共通科目

現代社会と福祉（60時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ・ 福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。 ・ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ・ 福祉政策の課題について理解する。 ・ 福祉政策の構成要素（福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。）について理解する。 ・ 福祉政策と関連政策（教育政策、住宅政策、労働政策を含む。）の関係について理解する。 ・ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。	① 現代社会における福祉制度と福祉政策	○ 福祉制度の概念と理念	
		○ 福祉政策の概念と理念	
		○ 福祉制度と福祉政策の関係	
		○ 福祉政策と政治の関係	
		○ 福祉政策の主体と対象	
	② 福祉の原理をめぐる理論と哲学	○ 福祉の原理をめぐる理論	
		○ 福祉の原理をめぐる哲学と倫理	
	③ 福祉制度の発達過程	○ 前近代社会と福祉	・ 救貧法、慈善事業、博愛事業、相互扶助 ・ その他
		○ 近代社会と福祉	・ 第二次世界大戦後の窮乏社会と福祉、経済成長と福祉 ・ その他
		○ 現代社会と福祉	・ 新自由主義、ポスト産業社会、グローバル化、リスク社会、福祉多元主義 ・ その他
	④ 福祉政策におけるニーズと資源	○ 需要とニーズの概念	・ 需要の定義、ニーズの定義 ・ その他
		○ 資源の概念	・ 資源の定義 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑤ 福祉政策の課題	○ 福祉政策と社会問題	・ 貧困、孤独、失業、要援護（児童、老齢、障害、寡婦）、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、リスク ・ その他
		○ 福祉政策の現代的課題	・ 社会的包摂、社会連帯、セーフティネット ・ その他
		○ 福祉政策の課題と国際比較（国際動向を含む。）	
	⑥ 福祉政策の構成要素	○ 福祉政策の論点	・ 効率性と公平性、必要と資源、普遍主義と選別主義、自立と依存、自己選択とパターナリズム、参加とエンパワーメント、ジェンダー、福祉政策の視座 ・ その他
		○ 福祉政策における政府の役割	
		○ 福祉政策における市場の役割	
		○ 福祉政策における国民の役割	
		○ 福祉政策の手法と政策決定過程と政策評価	
		○ 福祉供給部門	・ 政府部門、民間（営利・非営利）部門、ボランタリー部門、インフォーマル部門 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉供給過程	・ 公私（民)関係、再分配、割当、行財政、計画 ・ その他
		○ 福祉利用過程	・ スティグマ、情報の非対称性、受給資格とシティズンシップ ・ その他
	⑦ 福祉政策と関連政策	○ 福祉政策と教育政策	
		○ 福祉政策と住宅政策	
		○ 福祉政策と労働政策	
	⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係	○ 福祉供給の政策過程と実施過程	

共通科目　地域福祉の理論と方法（60時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・地域福祉の基本的考え方（人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。）について理解する。 ・地域福祉の主体と対象について理解する。 ・地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ・地域福祉におけるネットワーキング（多職種・多機関との連携を含む。）の意義と方法及びその実際について理解する。 ・地域福祉の推進方法（ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。）について理解する。	① 地域福祉の基本的考え方	○ 概念と範囲	・定義 ・その他
		○ 地域福祉の理念	・人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂 ・その他
		○ 地域福祉の発展過程	
		○ 地域福祉における住民参加の意義	
		○ 地域福祉におけるアウトリーチの意義	
	② 地域福祉の主体と対象	○ 地域福祉の主体	
		○ 地域福祉の対象	
		○ 社会福祉法	・地域福祉の推進 ・その他
	③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	○ 行政組織と民間組織の役割と実際	・地方自治体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、共同募金、自治会、ボランティア組織、企業、生活協同組合、農業協同組合 ・その他
		○ 専門職や地域住民の役割と実際	・社会福祉士、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員、介護相談員、認知症サポーター、その他の者の役割

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 地域福祉の推進方法	○ ネットワーキング（多職種・多機関との連携を含む。）	・ ネットワーキング（多職種・多機関との連携を含む。）の意義と方法及び実際 ・ その他
		○ 地域における社会資源の活用・調整・開発	・ 地域における社会資源の活用・調整・開発の意義や目的と留意点及びその方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉ニーズの把握方法と実際	・ 質的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他
			・ 量的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他
		○ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際	・ 地域トータルケアシステムに必要な要素 ・ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉サービスの評価方法と実際	・ ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価 ・ その他
			・ 福祉サービスの第三者評価事業、ISO、QC活動、運営適正化委員会 ・ その他

共通科目　福祉行財政と福祉計画（30時間）

<table>
<tr><th colspan="2">シラバスの内容</th><th colspan="2" rowspan="2">想定される教育内容の例</th></tr>
<tr><th>ねらい</th><th>含まれるべき事項</th></tr>
<tr><td rowspan="6">・ 福祉の行財政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。）について理解する。

・ 福祉行財政の実際について理解する。

・ 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。</td><td rowspan="6">① 福祉行政の実施体制</td><td>○ 国の役割</td><td>・ 法定受託事務と自治事務
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ 都道府県の役割</td><td>・ 福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ 市町村の役割</td><td>・ サービスの実施主体、介護保険制度における保険者
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ 国と地方の関係</td><td>・ 地方分権の推進
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ 福祉の財源</td><td>・ 国の財源
・ 地方の財源
・ 保険料財源
・ 民間の財源
・ その他</td></tr>
<tr><td>○ 福祉行政の組織及び団体の役割</td><td>・ 福祉事務所
・ 児童相談所
・ 身体障害者更生相談所
・ 知的障害者更生相談所
・ 婦人相談所
・ 地域包括支援センター
・ その他</td></tr>
</table>

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉行政における専門職の役割	・ 福祉事務所の現業員、査察指導員 ・ 児童福祉司 ・ 身体障害者福祉司 ・ 知的障害者福祉司 ・ その他
	② 福祉行財政の動向		
	③ 福祉計画の意義と目的	○ 福祉計画の意義と目的	
		○ 福祉計画における住民参加の意義	
		○ 福祉行財政と福祉計画の関係	
	④ 福祉計画の主体と方法	○ 福祉計画の主体	
		○ 福祉計画の種類	・ 地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画 ・ その他
		○ 福祉計画の策定過程	・ 問題分析と合意形成過程 ・ その他
		○ 福祉計画の策定方法と留意点	
		○ 福祉計画の評価方法	
	⑤ 福祉計画の実際		

共通科目　障害者に対する支援と障害者自立支援制度（30時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ・障害者福祉制度の発展過程について理解する。 ・相談援助活動において必要となる障害者自立支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	○ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢	
		○ 障害者の福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）	・障害者の福祉・介護需要の実態 ・障害者の地域移行や就労の実態 ・その他
	② 障害者福祉制度の発展過程	○ 障害者福祉制度の発展過程	
	③ 障害者自立支援法	○ 障害者自立支援法の概要	・障害者自立支援法の目的、障害程度区分判定の仕組みとプロセス、支給決定の仕組みとプロセス、財源、障害福祉サービスの種類、障害者支援施設の種類、補装具・住宅改修の種類、自立支援医療、地域生活支援事業、苦情解決、審査請求、障害者自立支援制度の最近の動向 ・その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 障害者自立支援法における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 指定サービス事業者の役割	
		○ 国民健康保険団体連合会の役割	
		○ 労働関係機関の役割	・ ハローワーク ・ その他
		○ 教育機関の役割	・ 特別支援学校 ・ その他
		○ 障害者自立支援制度における公私の役割関係	
	⑤ 障害者自立支援法における専門職の役割と実際	○ 相談支援専門員の役割	
		○ サービス管理責任者の役割	
		○ 居宅介護従業者の役割	
	⑥ 障害者自立支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 医療関係者との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他
		○ 精神保健福祉士との連携	
		○ 障害程度区分判定時における連携	
		○ サービス利用時における連携	
		○ 労働関係機関関係者との連携	
		○ 教育機関関係者との連携	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ 相談支援事業所の役割と実際	○ 相談支援事業所の組織体系	
		○ 相談支援事業所の活動の実際	
	⑧ 身体障害者福祉法	○ 身体障害者福祉法の概要	・ 身体障害者福祉手帳、身体障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑨ 知的障害者福祉法	○ 知的障害者福祉法の概要	・ 療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要	・ 精神保健福祉手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 ・ その他
	⑪ 発達障害者支援法	○ 発達障害者支援法の概要	・ 発達障害者支援センターの役割 ・ その他
	⑫ 障害者基本法	○ 障害者基本法の概要	
	⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要	
	⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要	
	⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の概要	

共通
科目

社会保障（60時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）について理解する。 ・ 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 ・ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ・ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ・ 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。 ・ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）	○ 人口動態の変化、少子高齢化	
		○ 労働環境の変化	・ 男女共同参画 ・ ワークライフバランス ・ その他
	② 社会保障の概念や対象及びその理念	○ 社会保障の概念と範囲	
		○ 社会保障の役割と意義	
		○ 社会保障の理念	
		○ 社会保障の対象	
		○ 社会保障制度の発達	
	③ 社会保障の財源と費用	○ 社会保障の財源	
		○ 社会保障給付費	
		○ 国民負担率	
	④ 社会保険と社会扶助の関係	○ 社会保険の概念と範囲	
		○ 社会扶助の概念と範囲	
	⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係	○ 公的施策と民間保険の現状	・ 民間年金保険、民間医療保険、民間介護保険 ・ その他
	⑥ 社会保障制度の体系	○ 年金保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 医療保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 介護保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 労災保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 雇用保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 社会福祉制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 生活保護制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 家族手当制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
	⑦ 年金保険制度の具体的内容	○ 国民年金	
		○ 厚生年金	
		○ 各種共済組合の年金	
	⑧ 医療保険制度の具体的内容	○ 国民健康保険	
		○ 健康保険	
		○ 各種共済組合の医療保険	
	⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	○ 先進諸国における社会保障制度の概要	

共通科目

保健医療サービス（30時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・相談援助活動において必要となる医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む。）や保健医療サービスについて理解する。 ・保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。	① 医療保険制度	○ 医療保険制度の概要 ○ 医療費に関する政策動向	・ 高額療養費制度の概要 ・ その他
	② 診療報酬	○ 診療報酬制度の概要	・ 多様な居住の場における在宅療養 ・ ターミナルケアを支援する診療報酬制度 ・ その他
	③ 保健医療サービスの概要	○ 医療施設の概要 ○ 保健医療対策の概要	・ 病院、特定機能病院、回復期リハビリテーション病棟、地域医療支援病院、診療所 ・ その他
	④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	○ 医師の役割	
		○ インフォームドコンセントの意義と実際	
		○ 保健師、看護師等の役割	
		○ 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の役割	
		○ 医療ソーシャルワーカーの役割	・ 医療ソーシャルワーカーの業務指針 ・ その他
	⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	○ 医師、保健師、看護師等との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ 医療チームアプローチの実際 ・ その他
		○ 地域の社会資源との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他

共通科目　権利擁護と成年後見制度（30時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わりについて理解する。 ・相談援助活動において必要となる成年後見制度（後見人等の役割を含む。）について理解する。 ・成年後見制度の実際について理解する。 ・社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり	○ 相談援助活動において想定される法律問題	・福祉サービスの利用と契約 ・消費者被害と消費者保護 ・自己破産 ・借家保証 ・行政処分と不服申立 ・その他
		○ 日本国憲法の基本原理の理解	・基本的人権の尊重 ・その他
		○ 民法の理解	・契約 ・不法行為 ・親族 ・相続 ・その他
		○ 行政法の理解	・行政行為 ・行政事件手続 ・情報公開 ・その他
	② 成年後見制度	○ 成年後見の概要	・成年被後見人の行為能力 ・成年後見人の役割 ・その他
		○ 保佐の概要	・被保佐人の行為能力 ・保佐人の役割 ・その他
		○ 補助の概要	・補助人の役割 ・その他
		○ 任意後見	
		○ 民法における親権や扶養の概要	
		○ 成年後見制度の最近の動向	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 日常生活自立支援事業	○ 日常生活自立支援事業の概要	・ 専門員の役割 ・ 生活支援員の役割 ・ 日常生活自立支援事業の最近の動向 ・ その他
	④ 成年後見制度利用支援事業	○ 成年後見制度利用支援事業の概要	
	⑤ 権利養護に係る組織、団体の役割と実際	○ 家庭裁判所の役割	
		○ 法務局の役割	
		○ 市町村の役割(市町村申立)	
		○ 弁護士の役割	
		○ 司法書士の役割	
		○ 社会福祉士の活動の実際	
	⑥ 権利擁護活動の実際	○ 認知症を有する者への支援の実際	
		○ 消費者被害を受けた者への対応の実際	
		○ 被虐待児・者(高齢者を含む。)への対応の実際	
		○ アルコール等依存者への対応の実際	
		○ 非行少年への対応の実際	
		○ ホームレスへの対応の実際	
		○ 多問題重複ケースへの対応の実際	
		○ 障害児・者への支援の実際	

共通科目

低所得者に対する支援と生活保護制度（30時間）

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。 ・相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。 ・自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	○ 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要	・低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要の実態 ・その他
		○ 生活保護費と保護率の動向	・生活扶助、医療扶助、その他の扶助等の動向
	② 生活保護制度	○ 生活保護法の概要	・生活保護法の目的、基本原理、保護の原則、保護の種類と内容、保護の実施機関と実施体制、保護の財源、保護施設の種類、被保護者の権利及び義務、生活保護の最近の動向 ・その他
	③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ ハローワークの役割	
	④ 生活保護制度における専門職の役割と実際	○ 現業員の役割	
		○ 査察指導員の役割	
	⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 保健医療との連携	・連携の方法 ・連携の実際 ・その他
		○ 労働施策との連携	
		○ その他の施策との連携	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 福祉事務所の役割と実際	○ 福祉事務所の組織体系	
		○ 福祉事務所の活動の実際	
	⑦ 自立支援プログラムの意義と実際	○ 自立支援プログラムの目的	
		○ 自立支援プログラムの作成過程と方法	
		○ 自立支援プログラムの実際	
	⑧ 低所得者対策	○ 生活福祉資金の概要	
		○ 低所得者に対する自立支援の実際	
		○ 無料低額診療制度	
	⑨ 低所得者へ住宅政策	○ 公営住宅	
	⑩ ホームレス対策	○ ホームレス自立支援法の概要	

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第７回　精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会	
平成２１年１１月１７日	資料３

検討会中間報告書とワーキングチームにおける検討を踏まえた教育内容見直し案

Ⅱ　演習・実習

［議論のたたき台］

演習・実習の教育内容見直しの考え方（案）

1．演習について

● 演習の時間数を、現行の60時間から90時間へ拡充する。

○ 相談援助の知識と技術をより実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化・理論化し体系立てることができるようにする観点から、演習時間数の拡充を行い教育内容の充実を行うこととする。

2．実習について

● 実習時間数を拡充するとともに、精神科医療機関等の実習を必須にする。

○ 実習については、これまでの実習指導や現場実習等が統合された教育内容から、実習指導と現場実習を個別科目として明確に区分するとともに、各々の教育内容を充実する。

○ 現場実習については、精神科病院等と地域の施設等の両方で行うことが、精神保健福祉士の専門性の確保の観点から不可欠であることから、現行の180時間（目安）から210時間へ拡充するとともに、実習内容を充実する。

現行カリキュラム			新カリキュラム（案）	
精神保健福祉援助演習	60時間	→	精神保健福祉援助演習	90時間
精神保健福祉援助実習	270時間 （現場実習：180時間を目安）	↗	精神保健福祉援助実習指導	90時間
		↘	精神保健福祉援助実習	210時間

○　さらに、精神保健福祉士に「求められる役割」が十分に発揮できるよう教育をする観点から、精神科医療機関等における実習を必須として、90時間以上行うことを基本とするとともに、実習で経験すべき内容についても充実させる。

○　また、精神保健福祉士の実践能力を高める教育として、特に実習・演習は重要であることから、大学等においても養成施設と同等の基準等を定めるべき。

精神保健福祉援助演習（90時間）

<table>
<tr><th colspan="2">シラバスの内容</th></tr>
<tr><th>ねらい</th><th>含まれるべき事項</th></tr>
<tr><td>・ 精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。

① 総合的かつ包括的な相談援助、医療と協働・連携する相談援助、地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。
② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</td><td>① 以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。
ア 自己覚知
イ 基本的なコミュニケーション技術の習得
ウ 基本的な面接技術の習得
エ グループダイナミクス活用技術の習得
オ 情報の収集・整理・伝達の技術の習得
カ 課題の発見・分析・解決の技術の習得
キ 記録の技術の習得
ク 次に掲げる具体的な課題別の精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む）を活用し、実現に向けた精神保健福祉課題を理解し、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。
● 社会的排除
● 退院支援、地域移行、地域生活継続
● ピアサポート
● 地域における精神保健（自殺、ひきこもり、児童虐待、薬物・アルコール依存等）
● 教育、就労（雇用）
● 貧困、低所得、ホームレス
● 精神科リハビリテーション
● その他の危機状態にある精神保健福祉
ケ クに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。
● インテーク（受理面接）
● 契約</td></tr>
</table>

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
	● アセスメント(課題分析) ● プランニング(支援の計画) ● 支援の実施 ● モニタリング(経過観察) ● 効果測定と支援の評価 ● 終結とアフターケア コ ケの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 ● アウトリーチ ● ケアマネジメント ● チームアプローチ ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 サ 地域福祉の基盤整備に係る事例を活用し、次に掲げる事柄について実技指導を行うこと。 ● 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ● 地域アセスメント ● 地域福祉の計画 ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 ● サービス評価 ② 精神保健福祉援助実習後に行うこと 精神保健福祉相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、精神保健福祉援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。

(注1)精神保健福祉援助の知識と技術に係る科目として主に「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」、「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ」、「精神障害者福祉の理論と相談援助の展開」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「精神保健福祉援助実習」、「精神保健福祉援助実習指導」などの科目。

(注2)精神保健福祉援助演習の実施にあたっては、精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分に踏まえること。

精神保健福祉援助実習指導(90時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
・ 精神保健福祉援助実習の意義について理解する。 ・ 精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。 ・ 精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ・ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ・ 具体的な体験や援助活動を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	○ 次に掲げる事項について個別指導及び集団指導 ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 イ 精神保健医療福祉の現状(利用者理解を含む)に関する基本的な理解 ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解 エ 現場体験学習及び見学実習 オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解 カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解 キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解(個人情報保護法の理解を含む) ク 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ 巡回指導(訪問指導、スーパービジョン) サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 シ 実習の評価全体総括会

(注1) 精神保健福祉援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
(注2) 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。
(注3) 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

精神保健福祉援助実習（210時間）

<table>
<tr><th colspan="2">シラバスの内容</th></tr>
<tr><th>ねらい</th><th>含まれるべき事項</th></tr>
<tr><td>・精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。

・精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。

・精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。

・関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</td><td>① 精神科病院等の病院において実習を行う学生は、実習期間中に1名以上の患者を担当するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。
ア 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助
イ 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助
ウ 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助

② 精神科診療所において実習を行う学生は、患者への個別支援を通して、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。
ア 治療中の患者及びその家族への相談援助
イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助
ウ 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助

③ 学生は、精神科病院等や地域における相談援助の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。
ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成
イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成
ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成
エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワーメントを含む）とその評価</td></tr>
</table>

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
	オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解 キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ケ 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ④ 精神保健福祉援助実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

(注)精神保健福祉援助実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

① 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。

② 精神科病院等の病院における実習においては、必ず1名以上の患者を担当するとともに、①-ア)からウ)の事項を経験させること。

③ 精神科診療所の実習においては、必ず患者への個別支援を通して、②-ア)からウ)の事項を経験させること。

④ 実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認しあうこと。